

鹿島市立浜小学校いじめ防止基本方針

1 策定の意義

いじめは人権の侵害であり、子供の身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、決して許されるものではない。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、「いじめはどの子供にも起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むべきものである。

このため、いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）、佐賀県いじめ防止基本方針（平成26年9月策定）、鹿島市いじめ防止基本方針（平成28年3月通知）を参酌し、さらなるいじめの防止のための対策を総合的かつ効果的推進することを目的として、浜小学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ防止対策推進法第2条では、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。本校では、「いじめ」を全ての児童に起きる可能性があるものとしてとらえ、全員を対象に未然防止の取組を中心に実施していく。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- 児童、教職員共に互いを認め、支え合う温かな人間関係を築き、思いやりの心を感じ取れる学校を創造する。
- 児童が安心して活動に取り組み、自己存在感や充実感を感じ取れる授業づくり・集団づくりに取り組む。
- いじめを絶対に許さないという信念を教職員全員が持ち、早期発見・早期解決に向けて、適切な指導を迅速に行う。
- いじめの早期発見・早期解決について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

3 いじめ防止のための指導体制・組織

外部委員を含めた「浜小学校いじめ防止等対策委員会」を組織し、年2回の委員会を実施し、情報を共有すると共に、委員の助言を受けながら未然防止に努める。

いじめではないかという事案を覚知した場合には、速やかに校内委員における「校内いじめ対策委員会」を招集し、該当児童や関係者から事実確認等を行い、いじめの可能性が少しでも認められる場合には、鹿島市教育委員会への第1報を行う。

校内いじめ対策委員会において、いじめであると認知した場合には、その認知に至った経緯（事実確認）について、「浜小学校いじめ防止等対策委員会」で報告し、助言をもらうと共に、被害児童を守る対策を行う。また、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育配慮の下、毅然とした態度で指導するための方策を速やかに検討し実行する。

4 いじめの未然防止の取組

(1) 児童に対して

- ・児童一人一人がお互いを認め合い、学級の一員としての存在感を自覚できる学級集団づくりを行う。また、学級集団のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・児童一人一人がかけがえのない存在であることや、周囲の人に支えられて生きていることに対する感謝の心をもつことを、道徳の時間を含めた教育活動全体を通じて育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」、「見て見ぬふりをするのもいじめにつながる」という認識を児童がもつよう、様々な集団活動の中で指導していく。
- ・毎年6月及び12月を「いじめ防止強化月間」に設定し、いじめ防止に関する学習や活動を集中して行うと共に、児童の心を育てる。

(2) 教職員に対して

- ・一人一人の児童と向き合い、信頼関係を深め、それぞれが自分の居場所を感じ、充足感を得られるような学級経営及び指導に努める。
- ・全教職員が校内研修で年1回の研究授業を実践し、「わかる授業づくり」に取り組む。
- ・互いに授業を参観し、発達段階に応じた授業中の規律について改善し、よりよい指導方法を追究していく。
- ・かがやく子供部会で「いじめに関する校内研修」を企画・実施し、本校教職員のいじめに対する意識の向上を図る。
- ・「一日観察日」を設定して全職員が児童の登校から下校時まで、児童の近くに寄り添い、その様子を観察し、いじめの未然防止に努める。

5 いじめの早期発見の取組

(1) 児童に対して

- ・いじめを見たら、先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを理解させ、知らせる勇気をもって行動することを併せて指導する。

(2) 教職員に対して

- ・いじめは教職員や保護者の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする。したがって次の3点を心がける。
 - ① 児童のささいな変化に気づくこと
 - ② 気づいた情報を確実に共有すること
 - ③ 情報に基づき、速やかに行動すること
- ・日頃から児童を見守るとともに、信頼関係の構築に努め、保護者及び生徒指導担当教員や養護教諭、教育相談担当教員などとの連携を図りながら、児童やその集団が示す変化や兆候を見逃さないように心がける。
- ・かがやく子供部会からの「あのねカード」等の意識調査やドラえもんポスト（相談箱）等の広報・活用、全職員による定期的な情報交換の実施により、児童からの訴えを迅速に把握する体制を整え、いじめの早期発見に努める。

6 いじめ事案への対応

アンケート調査や相談箱、校内いじめ対策委員会、通報等により、いじめ事案であることを認知した場合は、市教育委員会へ報告すると同時に、市の『いじめ・不登校対策委員会』を要請し、関係機関の協力を得ながら、被害及び加害児童保護者への情報（伝達）共有を含め、迅速ないじめの解消に当たるとともに、再発防止に向けた取組はもちろんのこと、改めて児童が安心して教育を受けられるための学校再建に着手する。

7 いじめの再発防止の取組

(1) 「いじめ解消」の周知徹底

県教育委員会が定義している「いじめの解消」について、全職員への周知及び取組の徹底を図る。

※「いじめ解消」とは

認知したいじめについて、被害児童へのケアや加害児童への指導など、学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者を交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解決が図られた後、3か月以上その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻ったと判断できる状態

(2) いじめからの立ち直り支援

被害児童がいじめから立ち直ることができるよう、当該児童の状況に応じ、鹿島市適応指導教室（さくら）等の関係機関と連携して支援にあたる。

また、加害児童についても、当該児童がいじめに至った背景等を踏まえ、必要に応じて警察が実施する立ち直り支援活動等と連携して支援にあたる。

(3) いじめ問題に対する学校評価の適切な運用

いじめの有無や発生件数など結果のみを評価するのではなく、児童に対する日頃の理解、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、いじめに対する組織的な取組など、いじめの再発防止につながる学校評価を行う。

8 職員研修

(1) 学級の現在の状況や気になる子の情報収集のため、Q-Uアンケート分析等の職員研修を実施する。情報を交換しながらよりよい学級経営についての理解を深める。児童が自分の居場所を感じ、充実感を得られるような学級づくりを目指す。

(2) 校内研修において、児童に基礎・基本の定着を図ると共に、学習に対する達成感・成就感を味わえるような「わかる授業づくり」に努める。

(3) 平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」や同年10月11日に文部科学大臣が決定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を参考にしながら、本校基本方針に則り、いじめ実態把握のためのアンケート調査結果に応じた研修会を実施する。

9 組織体制の点検及び評価

- ・ 評価項目

- ◆ 日常の児童の観察を通して、いじめにつながる事象の早期発見に努めているか。
- ◆ 児童の変化や変容、気になる子の現状等について教職員で情報交換ができているか。
- ◆ 学校行事や節目の時期ごとに現状に合わせた学級経営の見直しがなされているか。
- ◆ いじめ防止、発見、事実確認等について、保護者等との連絡・連携はできているか。
- ◆ いじめだけでなく、気になる事案について、迅速かつ的確な対応ができているか。

- ・ 評価は、次の機会毎に上記の5つの評価項目について実施する。

- ※ 相談箱・通報等で寄せられた情報について事実確認後、教職員全体で共有する場合。

- ※ 毎月定例の部会や職員会議（職員連絡会）、不定期に開催される「ケース会議」において、「気になる子の情報交換」をする場合。

- ※ 学級経営やいじめ防止等の「生徒指導上に関する研修会」を開催した場合。

年度末には、上記の5評価項目に照応した学校評価を実施し、次年度に向けた新たな取組の方向性を打ち出す。